機能ＩＤ	項番	枝番	機能名称	改定種別	機能要件	実装区分	適合基準日
0110287	8.2.1.	2			管理情報やコードの一覧表が発行できること。	標準オプション機能	
0110288	8.2.2.				法人税割及び均等割の税率の設定ができること。 法人税割及び均等割の不均一課税の税率の適用条件設定ができること。 法人税割及び均等割の適用税率に対する適用期間を登録及び修正等が管理できること。	実装必須機能	令和８年４月１日
0110289	8.2.3.				法人税割の税率改正に係る経過措置対応ができること。 具体的には、経過措置の対象となる予定申告書の出力及び申告登録では、事業年度の開始日をもとに税率を自動判定できること。	実装必須機能	令和８年４月１日
0110290	8.2.4.				過去の事業年度について、計算式及び適用税率を管理できること。	実装必須機能	令和８年４月１日
0110291	8.2.5.				法人基本情報に登録する税理士情報のマスタ管理ができること。	標準オプション機能	
0110292	8.2.5.				税理士情報は、税理士番号、氏名、住所及び電話番号を登録、修正及び削除できること。	標準オプション機能	
	8.3. 他システム連携						
0110293	8.3.1.	1	宛名連携		宛名管理システムと連携して、法人基本情報を登録及び修正できること。 宛名管理システムでのみ管理する場合は、この限りではない。	実装必須機能	令和８年４月１日
0110294	8.3.1.	2			法人住民税システムで更新した法人基本情報を、宛名管理システムに連携して更新できること。 宛名管理システムでのみ管理する場合は、この限りではない。	標準オプション機能	
0110295	8.3.1.	3	他の標準準拠システムへの連携		庁内データ連携機能（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第十号）に規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。）に従うこと。 税務システムから他の標準準拠システムへの情報連携、または他の標準準拠システムから税務システムへの情報連携については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令に従うこととする。庁内データ連携機能（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令に規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。）に従うこと。	実装必須機能	令和８年４月１日
0110296	8.3.1.	4	独自施策システム等への連携		標準準拠システム以外のシステム（独自施策システム等）のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるものとのデータ連携については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令に基づく連携要件の標準に従うこと。 共用アプリケーション等の外部システムとのデータ連携についても、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令に基づく連携要件の標準に従い、外部システムに係る接続仕様書によることとする。	標準オプション機能	

備考
実装必須機能：地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能
標準オプション機能：地方公共団体情報システムに実装するかどうかを事業者が判断する機能
実装不可機能：地方公共団体情報システムに実装してはならない機能